

県営住宅等の地震後の緊急点検要領（案）

（目的）

第1条 この規定は、山口県営住宅、山口県改良住宅及び山口県特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）について行う点検（以下「点検」という。）に必要な事項を定め、もって二次被害の防止、軽減に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び山口県営住宅条例（昭和27年山口県条例第31号）第45条の3の規定に基づき県営住宅等の管理及び運営に関する業務を行う者をいう。

（点検を行う施設）

第3条 点検の対象施設は、県営住宅等一覧表のとおりとする。

（点検実施時期）

第4条 震度4以上の地震を観測した市町管内（平成15年4月1日時点に存在した市町とする。以下同じ）にある県営住宅等の点検を地震発生後直ちに実施するものとする。ただし、地震発生が夜間の場合は、翌日の日の出から実施するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、山口県内で震度5以上の地震を観測した場合には、県営住宅等の点検を地震発生後直ちに実施するものとする。

（点検の区分）

第5条 点検は1次点検（被災状況）及び2次点検とする。

- 2 1次点検は、県営住宅等の異常の有無とその状況について、目視による外観点検を行うものとする。
- 3 1次点検で異常が確認された場合は、2次点検を実施するものとする。

（点検体制）

第6条 点検は震度4以上の地震を感知した市町を所管する土木建築事務所が、指定管理者と連携し行うものとする。

- 2 前項の点検体制において、点検人員が不足する場合、土木建築事務所（建築住宅課職員が常駐している事務所をいう。以下同じ）は住宅課に応援を依頼するものとする。
- 3 前項の依頼を受けた住宅課は、必要に応じて「災害時における建築施設の

応急対策に関する協定（平成29年10月18日締結）」に基づき一般社団法人山口県建築協会（以下「建築協会」という。）に県営住宅等の点検を依頼するものとする。

（配備完了の連絡）

第7条 土木建築事務所は、点検のための職員の配備が完了した場合にはその旨を速やかに住宅課に連絡するものとする。

（1次点検結果の報告）

第8条 指定管理者及び建築協会（前条第3項により建築協会に点検の依頼をした場合に限る。以下同じ）は、県営住宅等の1次点検の実施結果をすみやかに土木建築事務所に様式①により報告するものとする。

2 前項の点検結果は、次の表の左欄に掲げる市町に所在する県営住宅は、右欄に掲げる土木建築事務所に報告するものとする。

市町	土木建築事務所
岩国市、柳井市	柳井土木建築事務所
山口市、防府市、下松市、光市、周南市	周南土木建築事務所
下関市、宇部市、萩市、長門市、美祢市、山陽小野田市	宇部土木建築事務所美祢支所

2 土木建築事務所は前項の規定により報告された点検をとりまとめ、様式②により、住宅課に報告するものとする。

3 前項の報告は、原則として地震発生後6時間以内（地震発生が夜間の場合は、翌日の午前中）に行うものとする。

ただし、甚大な被害や緊急事項については随時住宅課に報告するものとする。

（2次点検結果の報告）

第9条 2次点検は土木建築事務所と指定管理者及び建築協会（以下「土木建築事務所等」という。）が連携して実施する。

2 前項の点検の結果、「立入注意」又は「立入禁止」と判断した場合は、危険個所への立入禁止措置を講じるとともに入居者に周知し、「立入禁止」と判断した場合は入居者を避難誘導する等適切な措置を講じる。

3 土木建築事務所は、住宅課に2次点検結果を様式③により報告するものとする。

（点検体制の解除）

第10条 点検体制の解除は住宅課より土木事務所等に連絡する。

附則 この要領は、平成30年6月〇日から施行する。

1 次点検結果報告書 [団地調査票]

○建物の調査 (発生直後の建物被害棟数などの情報収集結果をまとめる。)

報告者 指定管理者 建築協会

※報告者の所属に○をしてください。

氏名 _____

連絡先 _____

団地名	団地												
所在地	市												
被害の有無 (団地全体)	被害有 被害無 その他 () ※いずれかに○をしてください。その他の場合は状況を記載してください												
棟ごとの状況													
棟 番 号													
建物の崩壊	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	無
建物の落階	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	無
建物の傾斜	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	無
備 考													

※ 有無のどちらかに○を付ける。

※ 備考欄には、人的被害状況や火災等発生状況、危険箇所等注意を要する場所と内容、今後、措置が必要となる場所と内容、措置を行った場合には、措置の内容と場所などについて記載する。

2次点検結果報告書
(様式1で被害発生報告があった団地)

○建物、通路等の調査及び緊急措置状況(調査票1で被害報告のあった団地について、一見して危険かどうか建物及び通路を改めて調査し、危険箇所への立ち入り禁止措置状況をまとめる。また、併せて人的被害状況等についても調査を行い、報告する)

団地名(所在地)	団地(市町)											
棟番号												
建物の崩壊	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
建物の落階	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
建物の傾斜	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
建物の緊急措置 張り紙、トラロープ、コーン等による立入禁止	・必要なし ・措置済み ・一部措置 ・未措置		・必要なし ・措置済み ・一部措置 ・未措置		・必要なし ・措置済み ・一部措置 ・未措置		・必要なし ・措置済み ・一部措置 ・未措置		・必要なし ・措置済み ・一部措置 ・未措置		・必要なし ・措置済み ・一部措置 ・未措置	
敷地内通路の危険箇所	有(箇所) ・ 無											
敷地内通路の緊急措置 張り紙、トラロープ、コーン等による立入禁止	必要なし措置済み(箇所) 一部措置(措置済み: 箇所、未措置: 箇所) 未措置(箇所)											
人的被害状況												
備考												

- ※1 建物被害欄(崩壊、落階、傾斜)は、有無のどちらかに○を付ける。
- ※2 建物の緊急措置欄は、建物被害(崩壊、落階、傾斜)が無かったものについては、「必要なし」に○、被害(有)が1つでもあったものについては、措置状況のいずれられに○を付ける。
- ※3 敷地内通路で危険箇所があったものは、その数も記載すること。
- ※4 備考欄には、危険箇所等注意を要する場所と内容、今後、措置が必要となる場所と内容、措置を行った場合には、措置の内容と場所などについて記載する。
- ※5 必要に応じて別紙点検チェックシートを添付する。

点検チェックシート

点検日 平成 年 月 日 時 分 所属 点検者
 県営住宅名 連絡先 TEL: FAX:

★一見して危険と感ずるか。	チェック	判定
人的被害がある。	<input type="checkbox"/>	
火災が発生している。	<input type="checkbox"/>	立入禁止
地震により建物の一部が崩壊している、または明らかに傾いている。	<input type="checkbox"/>	立入禁止
津波により庁舎等が浸水している。(浸水レベル:)	<input type="checkbox"/>	立入禁止

I 次点検 (庁舎への立ち入りを判断するための点検)

1. 庁舎外部点検

被害の状況	チェック	判定
1) 庁舎に倒壊の危険はないか。		
柱や外壁にひび割れはあるが、コンクリートの浮きや剥落はない。	<input type="checkbox"/>	立入可能
斜めやX字形のひび割れはあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	<input type="checkbox"/>	立入注意
大きなひび割れが多数あり、コンクリートが剥落し、鉄筋が露出している。	<input type="checkbox"/>	立入禁止
2) 隣接建築物・周辺地盤に危険はないか。		
危険はない。	<input type="checkbox"/>	立入可能
隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れ等はあるが、庁舎への影響は少ない。	<input type="checkbox"/>	立入注意
隣接建築物や鉄塔等が庁舎方向に傾いている。周辺地盤が大きく陥没または隆起している。	<input type="checkbox"/>	立入禁止

2. 庁舎内部点検

被害の状況	チェック	判定
1) 柱や内壁に変形・損傷はないか。		
柱や内壁にひび割れはあるが、コンクリートの浮きや剥落はない。	<input type="checkbox"/>	立入可能
斜めやX字形のひび割れはあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	<input type="checkbox"/>	立入注意
大きなひび割れが多数あり、コンクリートが剥落し、鉄筋が露出している。	<input type="checkbox"/>	立入禁止
2) 庁舎内の床に傾斜はないか。		
ないと感じる。	<input type="checkbox"/>	立入可能
明らかに傾いていると感じる。	<input type="checkbox"/>	立入禁止

II 次点検 (危険箇所の確認、インフラ・設備機器の使用可否の確認)

1. 庁舎外部点検

1) 外装材等にひび割れ、はがれなどによる落下の危険はないか。		
外壁タイルや外装材にひび割れやはがれがあり、落下している。(落下しそうである。)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
窓枠や窓ガラスが破損しており、落下の危険性がある。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
庇、渡り廊下、屋上工作物、塀などに落下・転倒の危険性がある。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
2) 設備機器に異常はないか。		
ガスの臭いがする。(ガスメーター表示ランプ 緑点滅:震度5以上で供給自動停止、赤点滅:ガス漏れ)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
電力の引き込み柱が倒れている、または引き込み線が切れている。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
転倒している機器、または落下しそうな機器がある。(機器名:)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
地中埋設配管が隆起している。外壁または屋上の配管が破断している。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

2. 庁舎内部点検

1) 内壁材等に損傷・落下による危険はないか。		
内壁材や壁取付器具が損傷している、または落下している。(落下しそうである。)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
天井材や天井取付器具が損傷している、または落下している。(落下しそうである。)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
内部の床に段差がある、または床接続部に隙間ができています。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
防火扉・防火シャッターが損傷している、または作動しない。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
2) 設備機器に異常はないか。		
受水槽・高置水槽の緊急遮断弁が作動している、または断水している。(震度5以上で遮断弁が作動し供給停止。解除にあたっては、配管等に異常がないことを確認する。)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
自家発電設備が作動していない、または警報が鳴っている。(燃料漏れ等がないかを確認する。)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
津波等により浸水し、受変電設備・分電盤等が浸水している、または停電している。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
設備機器が転倒・破損したり、落下しかかっている。(機器名:)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
異音や異臭がする、配管等が破断している、または燃料漏れ・水漏れ等がある。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
エレベーターが停止している、または機器等が破損・転倒している。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

※その他特記すべき事項